

令和6年度 釧路市社会福祉法人指導監査実施計画

1 実施方針

社会福祉法人制度改革を柱とする改正社会福祉法が平成29年4月1日に全面施行され、社会福祉法人には、地域福祉の中心的な担い手として役割を果たすことが一層求められ、また、効率的・効果的な経営の実践及び組織運営の透明性の確保など、公益法人としての責務を果たすことも重要となっています。

社会福祉法人に対する指導監査は、関係法令及び通知等に基づき、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として実施します。

2 指導監査の重点事項

改正社会福祉法に基づく運営体制が確保されているかどうかを確認することを主眼とし、以下を重点事項とします。

- (1) 評議員、評議員会に関する事項
 - ア 評議員の選任について
 - イ 評議員会の招集・運営について
- (2) 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項
 - ア 報酬について
 - イ 報酬等支給基準について
 - ウ 報酬の支給について
 - エ 報酬等の総額の公表について
- (3) 事業運営の透明性の向上に関する事項
 - ア 定款について
 - イ 情報の公表について（計算書類、現況報告書等）
 - ウ 報酬等支給基準について（再掲）
 - エ 報酬等の総額の公表について（再掲）

3 対象法人（一般監査）

- (1) 社会福祉法人釧路丹頂協会
- (2) 社会福祉法人釧路まりも学園
- (3) 社会福祉法人釧路緑ヶ岡学園福祉会
- (4) 社会福祉法人扶躬会

4 実施時期

一般監査は令和6年10月から令和7年3月の間に実施します。
対象法人には実施日の3週間前までに実施通知を行います。

5 実施体制

釧路市福祉部社会援護課の職員2名以上で実施します。